

柏崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録があった者又はその法定代理人にその交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に規定する住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書又は消除された住民票の写し

イ 住基法に規定する戸籍の附票の写し又は除かれた戸籍の附票の写し

ウ 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書又は磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

(2) 第三者 次に掲げる者をいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

イ 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付の申出をする者

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

エ 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(登録対象者)

第3条 本人通知制度の登録対象となる者は、国内に住所を有する者であつて次条の規定による申出をした日において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項に該当するもの）又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、登録対象としない。

(登録の申出)

第4条 前条に規定する登録対象者で本人通知制度の利用を希望する者（以下「申出者」という。）

は、あらかじめ柏崎市本人通知制度登録申出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申出者は、本人であることを証する書類（運転免許証、旅券、個人番

号カード、在留カード、特別永住者証明書その他これらに準ずるもの（本人の写真が貼付されている有効期限内のものに限る。）をいう。）を提示しなければならない。

- 3 第1項の場合において、やむを得ない理由により前項に規定する書類を提示することができないときにあっては、申出者は、次の各号のいずれかの方法により申出者が本人であることを明らかにしなければならない。

- (1) 市長が適当と認める書類を提示する方法
- (2) 当該申出者の住民基本台帳又は戸籍の記載事項について、市長の求めに応じて説明する方法その他市長が本人であることを確認するため適当と認める方法

- 4 第1項の規定による申出を代理人により行う場合は、代理人本人であることを証する書類の提示等（その内容については前2項の規定を準用するものとする。）に加え、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができるときは、市長はこれを省略させることができる。
- (2) 法定代理人以外の代理人 委任状

- 5 申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵送により、第1項の規定による申出をすることができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることができない場合
- (2) 本市以外の市区町村に居住している場合

- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「を提示し」とあるのは「の写しを提出し」と、第3項中「を提示する」とあるのは「の写しを提出する」と、第4項中「提示等」とあるのは「写しの提出等」と読み替えるものとする。
(登録等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申出者を別に定める柏崎市本人通知制度登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 前項の登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）の登録期間は、無期限とする。
(登録内容の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録の廃止をしようとするときは、柏崎市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。
(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付した場合は、柏崎市住民票の写し等交付通知書（別記第3号様式）により当該登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、住民票の写し等を交付した日から起算して30日を経過する日以後に行うものとする。
(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を廃止するものとす

る。

- (1) 第6条第1項に規定する廃止の届出があったとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者が国外に転出したとき。
- (4) 登録者の定住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により住民票が職権で消除されたとき。
- (5) 登録者が居所不明等により、通知書が返戻されたとき。
- (6) 虚偽の申出により第5条第1項に規定する登録があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

柏崎市長様

柏崎市本人通知制度登録申出書

柏崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し出ます。

申出年月日		年 月 日	区 分	☐ 新規 ☐ 継続
申出者（登録対象者）	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒		
	連絡先 （電話番号）	[自宅 ・ 携帯 ・ その他（ ）]		
	通知を希望する証明書	☐ 住民票の写し 及び 住民票記載事項証明書 ※ 現在、柏崎市に住民登録をしている方のみ		
		☐ 消除された住民票の写し ※ 住民票が消除された時の住所を記入してください。		
柏崎市				
	☐ 戸籍謄本等 及び 戸籍の附票の写し ※ 本籍と筆頭者を記入してください。			
	本籍 筆頭者			
	柏崎市			
法定代理人が申し出る場合は、以下の欄も記入してください。				
法定代理人	☐ 親権者 ☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年後見人			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒		
連絡先 （電話番号）	[自宅 ・ 携帯 ・ その他（ ）]			

法定代理人以外の代理人が申し出る場合は、以下の欄も記入してください。				
代理人	フリガナ		連絡先 （電話番号）	自宅 ・ 携帯 ・ その他（ ）
	氏 名			
	住 所	〒		

- （注意事項）
- 1 各欄に必要事項を記入し、該当する□に「レ」印を付してください。
 - 2 登録対象者が15歳未満の人の場合は、法定代理人が申し出てください。
 - 3 法定代理人が申し出た場合、本人通知制度による通知は法定代理人宛てに送付します。
 - 4 申出の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 - （1）本人が申し出る場合…本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード、個人番号カード、健康保険証等）
 - （2）法定代理人が申し出る場合…法定代理人の本人確認書類及び資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - （3）法定代理人以外の代理人が申し出る場合…代理人の本人確認書類及び委任状

※以下は、記入しないでください。

受付番号			登録期間	年 月 日から 年 月 日		
受 付	住民記録	戸 籍	戸籍附票	登録台帳	登録通知	権 限 確 認
窓口・郵送					窓口・郵送	戸籍確認・戸籍謄本等・登記事項証明書 委任状・その他（ ）
						本 人 確 認
						運免・旅券・在力・身手・健保・後期・介護・年手・年証 聴聞・個人番号カード・その他（ ）

柏崎市住民票の写し等交付通知書

第 号
年 月 日
様

柏崎市長 印

次のとおり、事前登録をした人の住民票の写し等を第三者に交付しましたので、柏崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

事前登録者			
交付年月日	年 月 日		
交付した住民票 の写し等の種別 及び通数	住民票	☐ 住民票の写し	通
		☐ 消除された住民票の写し	通
		☐ 住民票の記載事項証明書	通
	附 票	☐ 戸籍の附票の写し	通
		☐ 除かれた戸籍の附票の写し	通
	戸 籍	☐ 戸籍の謄抄本	通
		☐ 除かれた戸籍の謄抄本	通
		☐ 戸籍の記載事項証明	通
		☐ 除かれた戸籍の記載事項証明	通
交付請求者（第三者）の区分	☐ 本人等の代理人 ※1 ☐ 代理人以外の第三者 ※2		

備考

- 1 本通知書は、事前登録をした人（以下「事前登録者」といいます。）の住民票の写し等を第三者に交付したことを通知するものです。
- 2 ※1の「本人等の代理人」とは、事前登録者又は事前登録者の同一世帯員等（住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人及びその配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。）の代理人をいいます。
- 3 ※2の「代理人以外の第三者」とは、事前登録者、事前登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの（国及び地方公共団体の機関を除きます。）をいいます。
- 4 「交付年月日」は、住民票の写し等を窓口で交付した日又は郵便で送付した日です。
- 5 本通知に記載された内容について詳しく知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第38号）に基づき、市長に対して保有個人情報の開示請求をすることができます。ただし、開示される情報は、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲内となります。
- 6 詳しくは、柏崎市役所市民課（電話0257-23-5111 内線 ）までお問い合わせください。